証券投資信託の信託終了のお知らせ

下記の追加型証券投資信託について、信託約款の規定に基づき、信託終了日を繰り上げ、平成 28 年 2 月 4 日をもって信託を終了しますのでお知らせします。

1. 対象投資信託

「りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド　　Ａコース」（愛称：サザンクロス　）
「りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド　　Ｂコース」（愛称：サザンクロス　）
「りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド　　Ｃコース」（愛称：サザンクロス　）

「りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド２　Ａコース」（愛称：サザンクロス２）
「りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド２　Ｂコース」（愛称：サザンクロス２）

「りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド３　Ａコース」（愛称：サザンクロス３）
「りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド３　Ｂコース」（愛称：サザンクロス３）
「りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド３　Ｃコース」（愛称：サザンクロス３）

2. 繰上償還の理由

主要投資対象である外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラストーダイワ・オーストラリア・ボンド・ファンド」の純資産総額が 10 億円を下回り繰上償還されることとなったため、信託約款の規定に基づき繰上償還を実施します。

信託約款　第37条（信託契約の解約）第3項

委託者は、この信託が主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。（以下略）

投資信託説明書（交付目論見書）　ファンドの目的・特色　（抜粋）

- 投資対象とする外国投資信託（ダイワ・プレミアム・トラストーダイワ・オーストラリア・ボンド・ファンド）の純資産総額が10億円を下回った場合、繰上償還します。
- 当該外国投資信託は、全クラスの純資産総額の合計が10億円を下回った場合には繰上償還され、存続しないこととなります。その結果、当ファンドの全てのコースが繰上償還となります。

以上

平成 28 年 1 月 18 日

東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
大和証券投資信託委託株式会社